

動物の終生飼養に努めましょう



「動物の愛護及び管理に関する法律」が一部改正され、本年9月1日から施行されています。
法の目的に「人と動物の共生する社会の実現」が盛り込まれ、動物の飼い主の責任が重くなりました。
また、現在保健所が行っている「犬・猫の引き取り」について、飼い主が責任を持って飼育しないで引き取りを求めた場合に引き取りを拒否できるようになりました。

概要は次のとおりです。

◎動物の飼い主の責任が重くなりました。

- ・動物の飼い主は、できる限り、動物がその命を終える最後まで、責任を持って飼育するように努めなければなりません。(終生飼養)
- ・動物の飼い主は、その動物が子犬・子猫等を産むことによって、その子犬・子猫等を飼うことができない場合、親犬・親猫に避妊・去勢などの手術をしておくように努めなければなりません。



◎保健所の犬又は猫の引き取り拒否について

保健所が行っている犬・猫の引き取りについて、飼い主の終生飼養の原則から、次のような場合、保健所は引き取りを拒否できるようになりました。

- ・飼えなくなった犬・猫の新しい飼い主をみつける取り組みを実施していない場合
- ・親犬、親猫に避妊・去勢等の手術をしないで、生まれた子犬・子猫の引き取りを求める場合
- ・飼い犬・飼い猫の老齢又は病気が理由の場合

なお、飼い犬の放し飼いは、各市町の条例で禁止されています。また、飼い猫は屋内飼養に努めましょう。



【お問い合わせ】

賀茂保健所 衛生薬務課

(電話番号) 0558-24-2057

(FAX) 0558-24-2169

浄化槽を適切に維持管理しましょう！

浄化槽とは？

生活排水を微生物の力できれいにし、自然に還すための装置です。トイレの排水のみを処理するのが単独処理浄化槽、トイレの排水に加えて台所、洗濯機、お風呂などの排水も処理できるのが合併処理浄化槽です。



浄化槽の維持管理に必要な3点セット

浄化槽の適切な維持管理のため、以下の3つが浄化槽法で義務付けられています。

1 保守点検

浄化槽の機能を正常に保つため、消毒剤の補充や機器のメンテナンスなどを行います。県の登録を受けた保守点検業者に委託して行ってください。一般家庭の小型の浄化槽では、4か月に1回以上の保守点検が必要です。



2 清掃

浄化槽内の汚泥を引き抜き、付属機器類の洗浄を行います。毎年1回以上、お住まいの市町の許可を受けた清掃業者に委託して行ってください。



3 法定検査

浄化槽の設備や維持管理が正しく行われているか、県の指定検査機関である一般財団法人静岡県生活科学検査センターが検査を行います。この法定検査によって、浄化槽が正常に機能しているかどうかを判断することができます。法定検査には7条検査と11条検査の2つがあります。

・7条検査

浄化槽を使用開始してから3～8か月後に行い、設備や装置が有効に機能しているか検査します。



・11条検査

7条検査を行った翌年から、毎年1回行い、主に維持管理状況を検査します。

保守点検と混同し、法定検査を受検されていない方が多くいらっしゃいます。法定検査は保守点検とは異なるものなので、混同しないように注意してください。

法定検査の申し込み先：一般財団法人静岡県生活科学検査センター

(TEL:054-621-5030)

地域の水環境を守るため、浄化槽の適切な維持管理をお願いします。

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部

富国富徳の理想郷—しずおか



静岡県賀茂健康福祉センター

〒415-0016 下田市中 531-1(静岡県下田総合庁舎 2階・4階) 電話 0558-24-2032

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-710/> FAX 0558-24-2159

松崎保健支援室 〒410-3624 賀茂郡松崎町江奈 255-3 電話 0558-42-0262